

民生委員・児童委員活動PRパンフレット等作成業務委託 仕様書

1 目的

民生委員・児童委員の業務量や困難事案が増大する中、高齢化やなり手不足が恒常化し、「地域の福祉力」低下が懸念されている。そのため、民生委員・児童委員の日頃の活動内容等をわかりやすく情報発信することにより、県民に民生委員・児童委員をより身近に感じ、活動内容に対する理解を深めてもらうとともに、活動の円滑化や地域福祉の充実を図り、さらには地域福祉の担い手確保につなげることを目的とする。

2 委託業務名

民生委員・児童委員活動PRパンフレット等作成業務

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

①一般向けパンフレットの作成

主に大学生から社会人全般を対象に、民生委員・児童委員の活動内容、やりがい、魅力等をわかりやすく紹介するパンフレットを作成する（企画、取材、写真撮影、編集、デザイン制作、校正、製本、印刷までのすべて）。

（冊子仕様）B5版 20ページ 表紙上質 135kg・中面上質 110kg以上 無線綴じ
4色フルカラー 20,000部 適宜校正

表紙を含む全ページに音声コード（Uni-Voice）を掲載し、音声コード貼付認識用として、各ページのコード印刷部分の横に半円切込み加工を行う。（ワード原稿データは県が作成し提供。詳細は別添「音声コードの印刷について」を参照）

（記載事項）下記内容を中心に、詳細については取材結果等をふまえ、県と受託者、県民生委員児童委員協議会等による編集会議（月1回程度）を開催するなど、適宜協議のうえ決定する。

- ・主な活動内容紹介（見守り、サロン他）、1日の活動密着レポート
- ・民生委員・児童委員に支えられて助かったこと、感謝の言葉特集
- ・民生委員・児童委員のホンネ（座談会、失敗談、苦労話、悩み）
- ・特色ある取組を行っている地区民生委員児童委員協議会紹介
- ・民生委員の雑学（歴史・制度概要等）
- ・学生インターンシップ活動の紹介（本年度4地域で実施）等

（編集・デザイン）大学生や20代など若い世代にも、民生委員・児童委員の存在や活動内容に親しみや関心を持ってもらえるデザインとする。

(成果品) 印刷物に加え、PDF ファイル、illustrator ファイル (Windows 対応)、デジタルブック (flipper U で作成) を、USB メモリ等の外部記録媒体にて納品すること。

(備考) 取材回数 (県内): 5 回程度、編集会議等参加回数 (津市内): 5 回程度を想定 (状況に応じて 1~2 回程度増減する可能性あり)

②概要版リーフレット (2 種類) の作成

ア) 一般向けリーフレット

上記①一般向けパンフレットの概要版 (A3 両面分) を作成する。(パンフレット記載内容から一部を抽出し、必要な編集やデザイン制作を行う。)

(仕様) A 3 両面・二つ折り フルカラー 70kg 以上 10,000 部

紙質については、提案者による提案のうえ県と協議のうえ決定する。表紙を含む全ページに音声コード (Uni-Voice) を掲載し、音声コード貼付認識用として、各ページのコード印刷部分の横に半円切込み加工を行う。(ワード原稿データは県が作成し提供。詳細は別添「音声コードの印刷について」を参照)

(記載事項)

- ・一般向けパンフレットからの抽出箇所については、県と協議のうえ決定する。
- ・県や市町、各地区民生委員児童委員協議会等が、民生委員・児童委員のなり手を確保するために住民や企業退職者等に向けて、活動内容等を紹介する際に活用することを想定した内容とする。

(成果品) 印刷物に加え、PDF ファイル及び illustrator ファイル (Windows 対応) を、USB メモリ等の外部記録媒体にて納品すること。

イ) 小学生 (中・高学年) 向けリーフレット

上記①一般向けパンフレットの記載内容を基に、小学生 (中・高学年) に向けて、民生委員・児童委員の活動内容をわかりやすく紹介するリーフレットを作成する。(パンフレット記載内容をベースに、子どもがより理解しやすい表現への言い換え等の必要な編集、イラスト・デザイン制作を行う。)

(仕様) A 3 両面・二つ折り フルカラー 70kg 以上 20,000 部

紙質については、提案者による提案のうえ県と協議のうえ決定する。表紙を含む全ページに音声コード (Uni-Voice) を掲載し、音声コード貼付認識用として、各ページのコード印刷部分の横に半円切込み加工を行う。(ワード原稿データは県が作成し提供。詳細は別添「音声コードの印刷について」を参照)

(記載事項)

- ・一般向けパンフレットからの抽出箇所については、県と協議のうえ決定する。
- ・民生委員・児童委員が小学校を訪問し、民生委員・児童委員がどのような活動を行っているかを子どもたちに説明する際に活用することを想定した内容とする。

(成果品) 印刷物に加え、PDF ファイル及び illustrator ファイル (Windows 対応) を、USB メモリ等の外部記録媒体にて納品すること。

- (2) 委託期間 契約日から令和6年2月29日(木)まで
- (3) 契約上限額 1,903,000円(消費税及び地方消費税含む)
- (4) 納入期限 令和6年1月26日(金)17時まで
①一般向けパンフレット
②ア 一般向けリーフレット(概要版)
令和6年2月29日(木)17時まで
②イ 小学生(中・高学年)向けリーフレット(概要版)
- (5) 納入場所
印刷物については、50部ずつ帯封し、段ボール箱等で梱包したうえで、下記納入場所にそれぞれ納入すること。

- 三重県子ども・福祉部地域福祉課(三重県津市広明町13番地)
 - ①一般向けパンフレット 15,000部
 - ②ア 一般向けリーフレット(概要版) 9,500部
 - ②イ 小学生(中・高学年)向けリーフレット(概要版) 18,000部

※それぞれのデジタルデータを保存した外部記録媒体を含む
- 三重県社会福祉協議会(三重県津市桜橋2丁目131)
 - ①一般向けパンフレット 5,000部
 - ②ア 一般向けリーフレット(概要版) 500部
 - ②イ 小学生(中・高学年)向けリーフレット(概要版) 2,000部

3 著作権等の帰属

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引渡し完了したときに三重県に

移転するものとします。

- (2) 本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととする。

4 契約方法等に関する事項

- (1) 契約条項は県子ども・福祉部 地域福祉課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 地域福祉課において行う。
- (5) 契約代金の支払方法、支払場所、支払時期については、契約条項の定めるところによります。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。
- (7) 再委託は、認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではありません。

5 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 県に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止 要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

7 その他

(1) 特記事項

本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和5年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月）22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

参考:「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」(三重県)、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国)

三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>

8 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町番13地 三重県子ども・福祉部

地域福祉課 地域福祉班 浅井・酒井

電話 059-224-2256

FAX 059-224-3085

Email : fukushi@pref.mie.lg.jp